

## シラバス情報

授業方法	講義 実験 ・ 実習		
系 列	その他		
科 目 名	自動車法規		
必修・選択	必修科目 ・ 選択科目		
対象学科	一級自動車整備科		
年次学期・曜日・時限	4年後期	木曜日	1・2時限
時 限 数	14. 4時限（期末試験を除く）		
担当教員名	井浦 猛		
実務経験	有 ・ 無		
授業の目的	自動車に対する法規制の概要を理解し、自動車整備士に必要な「道路運送車両法」、「道路運送車両の保安基準」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を学習する。		
テキスト	法令教材（日本自動車整備振興会連合会 発行） 法令教本（公論出版）		
授 業 計 画			
授業回数	テーマ	内容・方法等	使用テキスト 範囲
第1回	自動車整備士技能検定 自動車に対する法規制	自動車整備士技能検定制度のあらまし 自動車に対する法規制の概要	①P9-19
第2回	道路運送車両法 1	第1章 総則 第2章 自動車の登録 第3章 道路運送車両の保安基準 第4章 道路運送車両の点検及び整備	①P20-42
第3回	道路運送車両法 2	第5章 道路運送車両の検査等 第6章 自動車の整備事業、第7条 雑則 道路運送車両法施行規則の別表	①P43-70
第4回	道路運送車両法 3	自動車点検基準 日常点検基準 定期点検基準 点検整備記録簿	①P71-86
第5回	道路運送車両の保安基準 1	第1条～第17条	①P87-113
第6回	道路運送車両の保安基準 2	第18条～第31条	①P113-143
第7回	道路運送車両の保安基準 3	第32条～第39条	①P143-171
第8回	道路運送車両の保安基準 4	第40条～第53条	①P171-196
	期末試験	第1回～第8回までの授業内容に関する筆記試験	
到達目標	自動車整備士に必要な「道路運送車両法」全般、特に「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」を確実に理解し点検整備実務の基礎とする。		

成績評価方法	平常点（小テスト、レポートやノートの提出とその評価、出席及び授業態度）、期末試験を合算して行う。
定期試験受験資格	開講された全時限に出席し、レポート・ノートの提出が完了している者。 欠席した時限がある場合は、補講も完了している者。
成績評価基準	<p>成績評価は、期末試験の点数が50点以上を満足した上で、100点を満点とする整数について、次の割合で行う。</p> <p>期末試験の点数 80% 平常点 20%</p> <p>上記の割合によって学期末の評点が70点以上である場合、以下により評価する。 70～79点＝良、80～89点＝優、90点以上＝秀</p> <p>70点未満の場合、再試験を行い、試験点のみで70点以上のとき履修を認定し、成績は70点＝良とする。</p>
成績評価できない場合の基準	全講義を終了時点の出席率が50%を満たしていない場合、 又は、成績評価が70点未満の場合。